

日光国立公園
(那須甲子・塩原地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

(案)

平成 年 月 日

環 境 省

日光国立公園
(那須甲子・塩原地域)

指 定 書
(公園区域の一部変更)

目 次

1 変更理由	1
2 変更する区域	2

1 変更理由

日光国立公園は、昭和9年12月4日に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国では初期に指定された公園の一つである。

当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年9月22日に区域が拡張され、那須甲子・塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられた。平成19年8月30日に尾瀬国立公園の指定に伴って尾瀬地域が本公園の区域から削除されたため、本公園は日光地域と那須甲子・塩原地域から構成されている。

那須甲子・塩原地域は、本公園の北東半分を占め、那須甲子地区と塩原地区から成る地域である。那須甲子地区は、北部日本を縦走する那須火山帯の南端に位置し、茶臼岳を中心とした那須連山が脊梁をなし、そこからゆるやかな高原が続き、この中を阿武隈川、黒川、余笹川等が浸食する変化に富む地形を呈している。一方、塩原地区は、高原火山群を中心とし北から南東方向にかけて溪谷と高原が関東平野に向かって広がっており、全体として火山性の山岳、高原地域といえることができる。また、本地域には著名な温泉が各所に存在し、東京から鉄道や東北自動車道で容易にアクセスできるため、多くの利用者が訪れている。

本地域の公園計画等については、昭和25年の指定以来、幾度かの利用施設の追加・削除の変更が行われ、昭和60年9月5日には社会条件等の変化に対応するため、全般的な見直し（再検討）が行われた。また、平成4年、平成11年及び平成18年に点検が行われ、現在に至っている。

今回は、豊かで多様な動植物が見られる那須御用邸用地の一部を国民が自然に直接ふれあえる場とするため、宮内庁から環境省に所管換することとなったことから、所管換予定地のうち公園区域に含まれていない区域を公園区域に編入し、その適正な保護と利用を図るため、公園区域の一部変更を行うものである。

2 変更する区域

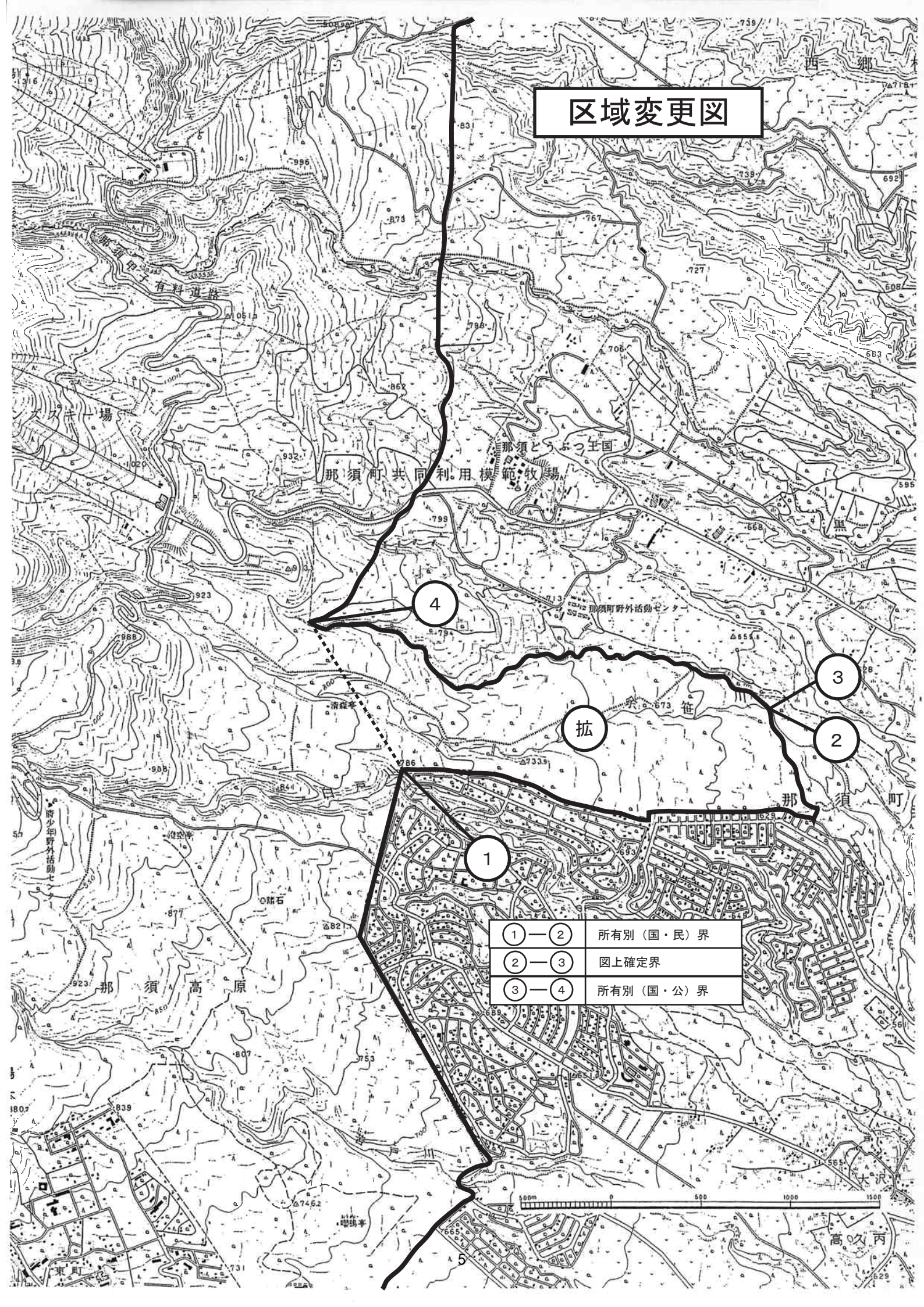
日光国立公園（那須甲子・塩原地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表 1：公園区域変更表）

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の各一部

変更理由	面積 (ha)												
<p>本地域は、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地の一部であり、那須高原の中腹に位置する。自然性の高い二次林等、優れた自然環境を有し、隣接する公園区域と一体となった風致を呈していることから、公園区域に編入し、適正な保護と利用を図る。</p>	<p>155</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">155</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	155	〕		公	0			私	0	
〔	国	155	〕										
	公	0											
	私	0											
<p>変更部分面積計</p>	<p>155</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">155</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	155	〕		公	0			私	0	
〔	国	155	〕										
	公	0											
	私	0											
<p>変更前公園面積</p>	<p>39,047</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">28,395</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>7,652</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	28,395	〕		公	3,000			私	7,652	
〔	国	28,395	〕										
	公	3,000											
	私	7,652											
<p>変更後公園面積</p>	<p>39,202</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">28,550</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>7,652</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	28,550	〕		公	3,000			私	7,652	
〔	国	28,550	〕										
	公	3,000											
	私	7,652											

区域変更図



那須町共同利用模範牧場

那須とぶつ王国

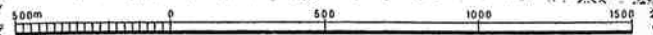
拡

余 673 笹

那須町

那須高原

①—②	所有別(国・民)界
②—③	図上確定界
③—④	所有別(国・公)界



高久丙

日光国立公園
(那須甲子・塩原地域)

公園計画書
(公園計画の一部変更)

目 次

1	変更理由	11
2	規制計画	
(1)	保護規制計画	12
ア	特別地域	12
(ア)	第2種特別地域	14
イ	面積内訳	18
(ア)	地域地区別土地所有別面積(変更後)	18
(イ)	地域地区別市町村別面積	20
3	施設計画	
(1)	利用施設計画	22
ア	集団施設地区	22
イ	単独施設	34
ウ	道路	38
(ア)	車道	38
(イ)	歩道	42
4	参考事項	
(1)	指定植物	47
(2)	過去の経緯	51
(3)	公園区域	52
(4)	規制計画	54
ア	保護規制計画	54
(ア)	特別地域	54
①	特別保護地区	57
②	第1種特別地域	61
③	第2種特別地域	64
④	第3種特別地域	71
(イ)	普通地域	74
(ウ)	面積内訳	76
①	地域地区別土地所有別面積	76
②	地域地区別市町村別面積	78

(5) 施設計画	80
ア 利用施設計画	80
(ア) 集団施設地区	80
(イ) 単独施設	82
(ウ) 道路	92
①車道	92
②歩道	96
(エ) 運輸施設	102

1 変更理由

日光国立公園は、昭和9年12月4日に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国では初期に指定された公園の一つである。

当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年9月22日に区域が拡張され、那須甲子・塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられた。平成19年8月30日に尾瀬国立公園の指定に伴って尾瀬地域が本公園の区域から削除されたため、本公園は日光地域と那須甲子・塩原地域から構成されている。

那須甲子・塩原地域は、本公園の北東半分を占め、那須甲子地区と塩原地区から成る地域である。那須甲子地区は、北部日本を縦走する那須火山帯の南端に位置し、茶臼岳を中心とした那須連山が背梁をなし、そこからゆるやかな高原が続き、この中を阿武隈川、黒川、余笹川等が浸食する変化に富む地形を呈している。一方、塩原地区は、高原火山群を中心とし北から南東方向にかけて溪谷と高原が関東平野に向かって広がっており、全体として火山性の山岳、高原地域といえることができる。また、本地域には著名な温泉が各所に存在し、東京から鉄道や東北自動車道で容易にアクセスできるため、多くの利用者が訪れている。

本地域の公園計画等については、昭和25年の指定以来、幾度かの利用施設の追加・削除の変更が行われ、昭和60年9月5日には社会条件等の変化に対応するため、全般的な見直し（再検討）が行われた。また、平成4年、平成11年及び平成18年に点検が行われ、現在に至っている。

今回は、豊かで多様な動植物が見られる那須御用邸用地の一部を国民が自然に直接ふれあえる場とするため、宮内庁から環境省に所管換することとなったことから、当該地域の適正な保護と利用を図るため、下記の方針により公園区域の一部変更を行うものである。

記

(1) 保護規制計画

宮内庁から環境省に所管換される土地について、適正な保護を図るために特別地域の変更（拡張）を行う。なお、今回の変更は所管換に伴う関係部分の公園計画の見直しであるため、該当する部分以外の保護規制計画は現行のとおりとする。

(2) 利用施設計画

国民が自然に直接ふれあえる場として宮内庁から環境省に土地の所管換が行われることを踏まえて、所管換の目的達成のため、那須高原集団施設地区の区域拡張を行い、所管換に係る土地を編入する。また、集団施設地区としての一体的な整備を進めるため、周辺の宿舎、園地、歩道等の利用施設も集団施設地区に編入するとともに、単独施設計画の削除等、必要な利用施設計画の変更を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の各一部

変更理由	面積 (ha)												
<p>本地域は、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地の一部であり、那須高原の中腹に位置する。自然性の高いコナラ、ミズナラの二次林等、優れた自然環境を有し、隣接する特別地域と一体となった風致を呈していることから、優れた風致景観の維持を図るため、特別地域とする。</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">155</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	155	〕		公	0			私	0	
〔	国	155	〕										
	公	0											
	私	0											
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">155</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	155	〕		公	0			私	0	
〔	国	155	〕										
	公	0											
	私	0											
<p style="text-align: center;">変更前特別地域面積</p>	<p>22,526</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">15,231</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>2,291</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>5,004</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	15,231	〕		公	2,291			私	5,004	
〔	国	15,231	〕										
	公	2,291											
	私	5,004											
<p style="text-align: center;">変更後特別地域面積</p>	<p>22,681</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">15,386</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>2,291</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>5,004</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	15,386	〕		公	2,291			私	5,004	
〔	国	15,386	〕										
	公	2,291											
	私	5,004											

(ア) 第2種特別地域

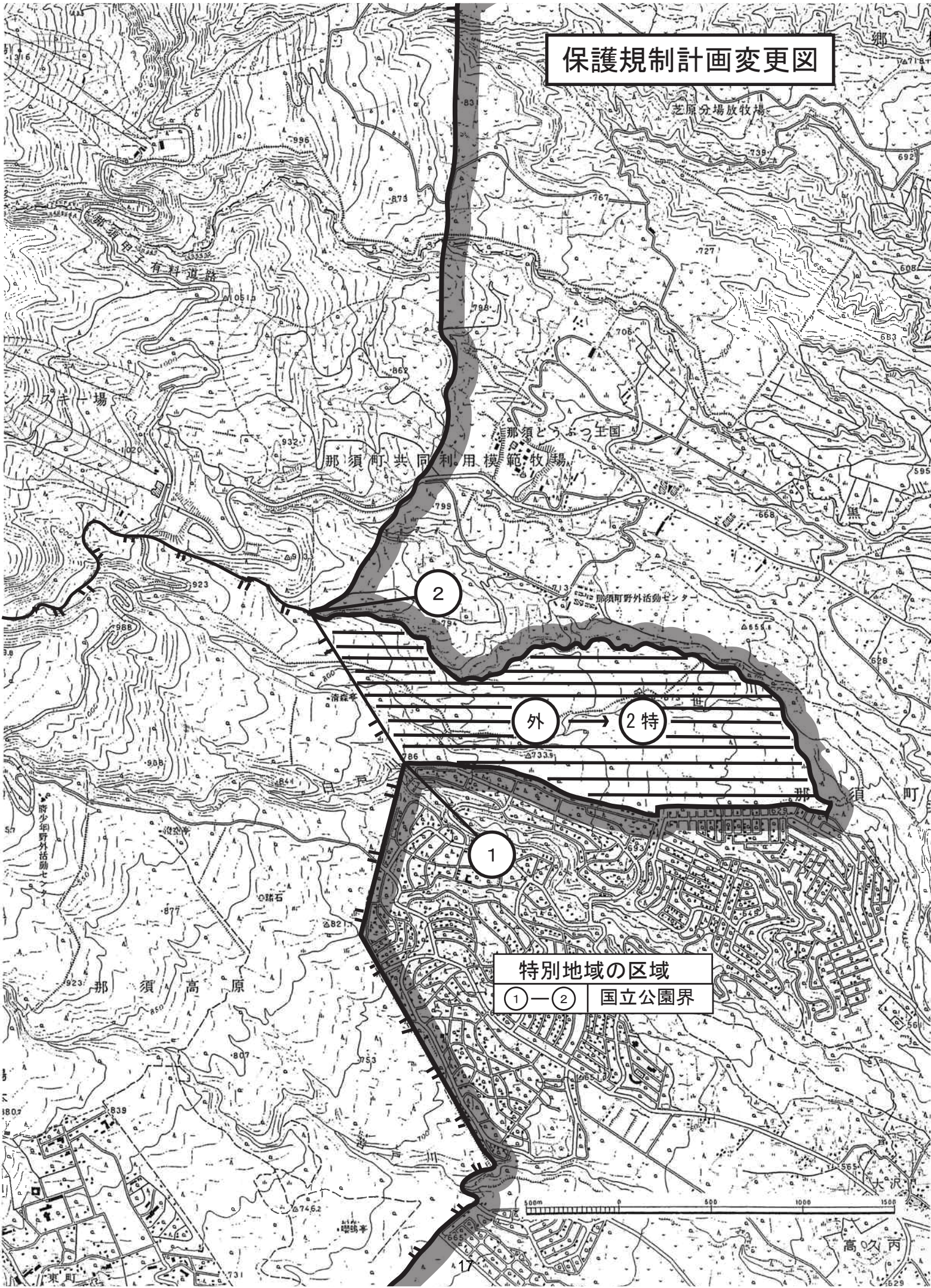
第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	那須御用邸北側	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の 各一部

変更理由	面積 (ha)												
<p>本地域は、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地の一部であり、那須高原の中腹に位置する。自然性の高いコナラ、ミズナラの二次林等、優れた自然環境を有し、隣接する第2種特別地域と一体となった風致を呈していることから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<p>155</p> <table border="0"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">155</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	国	155		公	0		私	0	}		
{	国	155											
	公	0											
	私	0											
}													
<p>変更部分面積計</p>	<p>155</p> <table border="0"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">155</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	国	155		公	0		私	0	}		
{	国	155											
	公	0											
	私	0											
}													
<p>変更前第2種特別地域面積</p>	<p>13,103</p> <table border="0"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">9,187</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">899</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">3,017</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	国	9,187		公	899		私	3,017	}		
{	国	9,187											
	公	899											
	私	3,017											
}													
<p>変更後第2種特別地域面積</p>	<p>13,258</p> <table border="0"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="text-align: right;">9,342</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td style="text-align: right;">899</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td style="text-align: right;">3,017</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	国	9,342		公	899		私	3,017	}		
{	国	9,342											
	公	899											
	私	3,017											
}													

保護規制計画変更図



2

外

2特

1

特別地域の区域
①—② 国立公園界

①

②

国立公園界

